

市第3号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）」（以下、「条例」という。）について、以下の 2 点を改正します。

- (1) 「生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」で利用できる特定個人情報に「年金給付関係情報」を追加します。
- (2) 在宅重度障害者等手当に係る事務の根拠となっている別表第 2 の 4 に引用している神奈川県条例の名称変更を行います。

2 改正の理由

(1) 生活保護法（以下、「法」という。）は日本国籍を有する方を対象としており、生活に困窮する外国籍の方については、法によるのではなく、国の通知に基づき生活保護に準じた保護を行っています。

このため、「生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」において特定個人情報を利用するためには、条例で利用したい情報を規定する必要があります。

なお、すでに、児童手当関係情報や介護保険給付等関係情報などは、条例で規定されています。

このたび、年金事務において個人番号の利用を開始することとなったため、外国籍の方の情報を日本国籍の方と同様に利用するためには、条例別表第 2 の 3 に、「年金給付関係情報」を利用できる特定個人情報として追加する必要があります。

- (2) 条例の別表第 2 の 4 中で引用している神奈川県条例の名称が一部変更されたため、当該名称を引用している部分を修正します。

【参考】

改正前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例
改正後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例

3 条例の施行予定日

公布の日とします。